

川崎市税公告第 233 号

川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号。以下「条例」という。）  
第 10 条の 2 第 1 項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、地方税法  
（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類  
の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限  
のうち、平成 30 年 10 月 17 日国税庁告示第 21 号（北海道の一部の地域に  
おける国税に関する申告期限等を延長する件）に掲げる指定地域に住所を有す  
る個人又は事務所若しくは事業所を有する者（法人（法人でない社団又は財団  
で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の場合は、法人税に係る納税  
地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合におい  
ては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。）が当該地域にある者）に  
係るもので、その期限が平成 30 年 9 月 6 日以降に到来するものについては、  
その期限を別途公告する期日まで延長します。

平成 30 年 11 月 1 日

川崎市長 福田 紀彦

